

は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとし、子ども・子育て支援法施行令

第5章 満三歳未満保育認定子どもが教育認定子ども又は満三歳以上保育認定

行令の規定の適用については、同令第十三条第一項中「第九条」とあるのは、「第九条（国家戦

第五項 第三歳未満保育認定子どもが満三歳未満保育認定地域型保育と、又は満三歳以上保育認定子どもが満三歳以上保育認定地域型保育等	
項目	内容
2 第七項 第三項 第一號	法第十二条の四第一項の場合における特定満三歳以上保育認定地域型保育（同条第四項の規定により読み替えて適用する子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育をいう。）に係る子どもも・子育て支援法施行令第九条の規定の適用については、同条中「第四条第二項の」とあるのは「第四条の」と、「第四条第一項中」のあるのは「第四条第一項中（次に」とあるのは「第二号に」と、同条第二項中「満三歳未満保育認定子ども（法第二十三条第四項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいい、特定満三歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。）」とあるのは「特定満三歳以上保育認定子ども」と、「特定地域型保育（法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育）とあるのは「特定満三歳以上保育認定地域型保育（国家戦略特別区域法律第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育」と、「特定地域型保育の」とあるのは「特定満三歳以上保育認定地域型保育の」とする。
3 第一項の場合における子ども・子育て支援法第三項に規定するもの）ほか、法第十二条の四	第一項の場合における子ども・子育て支援法第三項に規定するもの）ほか、法第十二条の四

行令の規定の適用については、同令第十三条第一項中「第九条」とあるのは、「第九条（国家戦

行令の規定の適用については、同令第十三条第一項中「第九条」とあるのは「第九条（国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九号）以下「特区法施行令」という。）第五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十三条第一号ハにおいて同じ。」と、同令第十四条中「前条第一項」とあるのは「前条第一項（特区法施行令第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十三条第二号において同じ。）」と、同令第二十三条第二号イ中「第十四条」とあるのは「第十四条（特区法施行令第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」とする。

（法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定）

第六条 法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。

一 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一百六十一條及び第一百六十四條の規定

二 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第三十五回の規定

三 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和二十九年法律第百三十四号）第四十一条の規定

四 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第三十一条の規定

五 児童買春、児童ボルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第七条まで及び第十一條の規定

六 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十七条及び第十八条の規定

七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第六章の規定

八 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第三十三条の規定

九 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七百七号）第三十七条の規定

十 子ども・子育て支援法第八十三条から第十五条までの規定

試験実施指定都市（以下この条において「試験実施指定都市」という。）とあるのは、「都道府県知事又は他の試験実施指定都市」と、前条中「都道府県知事」とあるのは、「試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事」とする。

（都道府県知事への引継ぎ）

第十二条 法第十二条の五第十二項の規定により読み替えて適用する同条第十一項の規定により国家戦略特別区城限定期保育士が準用児童福祉法第十八条の十八第一項の登録をした試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事による児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けた者とみなされた場合においては、当該試験実施指定都市の長は、当該国家戦略特別区城限定期保育士の氏名、生年月日その他厚生労働省令定める事項を当該都道府県知事に引き継がなければならぬ。

（法第十三条第一項の政令で定める要件）

第十三条 法第十三条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 当該事業の用に供する施設であつて賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき使用させるもの（以下この条において単に「施設」という。）の所在地が国家戦略特別区城にあること。

二 施設を使用させる期間が三日から十日までの範囲内において施設の所在地を管轄する都道府県（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあつては、当該保健所を設置する市又は特別区）の条例で定める期間以上であること。

三 施設の各居室は、次のいずれにも該当すること。

イ 一居室の床面積は、二十五平方メートル以上であること。ただし、施設の所在地を管轄する都道府県知事（その所在地が保健所を設置する市長又は特別区の区長）が、外国人旅客の快適な滞在に支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

ロ 出入口及び窓は、鍵をかけることができるものであること。

ハ 出入口及び窓を除き、居室と他の居室、廊下等との対応は、壁造りであること。

二 適当な換気、採光、照明、防湿、排水、暖房及び冷房の設備を有すること。

本 台所、浴室、便所及び洗面設備を有すること。

四 こと。

五 寝具、テーブル、椅子、収納家具、調理のために必要な器具又は設備及び清掃のために必要な器具を有すること。

六 施設の使用の開始時に清潔な居室が提供されること。

七 施設の使用方法に関する外國語を用いた案内、緊急時における外國語を用いた情報提供その他の外國人旅客の滞在に必要な役務が提供されること。

八 厚生労働省令で定めるところにより施設その他厚生労働省令で定める場所に滞在者名簿が備えられ、これに滞在者の氏名、住所、職業その他の厚生労働省令で定める事項が記載されること。

九 法第十三条第一項に規定する特定認定の申請前に、施設の周辺地域の住民（施設を構成する建築物に居住する者その他の厚生労働省令で定める者に限る）に対し、当該施設が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業用に供されるものであることについて、適切な説明が行われていること。

八 施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについて、適切かつ迅速に処理が行われること。

九 当該事業の一部が旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業に該当するものであること。

（法第十四条第一項の政令で定める申請）

十 国家戦略特別区域高度医療提供事業に係る必要な病床を含む医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項の規定による病院の開設の許可若しくは同条第二項の規定による病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又は同条第三項の規定による診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請とする。

（法第十四条の二の政令で定める基準）

第十五条 法第十四条の二の政令で定める基準は、医療法第四十六条の六第一項ただし書の認可（第一号において単に「認可」という。）の申請に係る医療法人が、国家戦略特別区域において、国際的な経済活動の拠点の形成に資する可の申請とする。

二 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の二第一項の承認を受けている医療法人であること。

三 医療法第四条第一項に規定する地域医療支援病院又は公益財团法人日本医療機能評価機構（平成七年七月二十七日に財团法人日本医療機能評価機構という名称で設立された法人をいう。）により良質な医療を提供するための業務の運営が確保されていると認められた病院を開設しているものであること。

（法第十六条の四第一項の政令で定める業務）

第十六条 法第十六条の四第一項の政令で定める業務は、次に掲げる家事を代行し、又は補助する業務とする。

一 炊事
二 洗濯
三 掃除
四 買物

五 児童の日常生活上の世話及び必要な保護（前各号又は次号に掲げるものと併せて実施されるものに限る。）

六 前各号に掲げるもののほか、家庭において日常生活を営むのに必要な行為

（法第十六条の四第一項の政令で定める要件）

第十七条 法第十六条の四第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六条第二項の申請を行う日における年齢が満十八歳以上であること。

二 家事を代行し、又は補助する業務に関し一年以上の実務経験を有し、かつ、家事支援活動を適切に行うために必要な知識及び技能を有する者であること。

三 家事支援活動を行ふために必要な日本語の能力を有していること。

（法第十六条の四第一項の政令で定める基準）

第十八条 法第十六条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第十六条の四第三項に規定する指針に照らして必要な措置を講じてないこと。

（）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百六十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

ホ 心身の故障により国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を適正に行うことができる者として法務省令・厚生労働省令で定めるもの

ヘ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ト 過去五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

チ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（ル及び第二十一条第四号ホにおいて「暴力団員等」という。）

リ 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの

ヌ 法人であつて、その役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるものル 暴力団員等がその事業活動を支配する者として使用する製造又は加工の作業

九条 法第十六条の五第一項の政令で定める事業は、次に掲げる作業とする。

農畜産物の生産に伴う副産物（次号において単に「副産物」という。）を原料又は材料として使用する製造又は加工の作業

十条 法第十六条の五第一項の政令で定める農畜産物又は農畜産物若しくは副産物を原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された物の運搬、陳列又は販売の作業

十一条 法第十六条の五第一項の政令で定める条件は、次の各号のいずれにも該当するものであることを。

出入国管理及び難民認定法第六条第二項の申請を行ふ日における年齢が満十八歳以上であることを。

農作業に關し一年以上の実務経験を有し、かつ、農業支援活動を行つたために必要な知識及び技能を有する者であることを。

三

(2) 資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。

(3) (1) 又は (2) に掲げる規模に準ずるものであること。

二 当該創業活動に係る事業に係る事業所を当該外国人の上陸後六月以内に当該国家戦略特別区域内に有することとなる見込みがあること。

三 当該外国人の申請に係る創業活動に係る事業の全部又は一部が当該国家戦略特別区域において行われるものであること。

（法第十六条の七第一項の政令で定める基準）

二十三条 法第十六条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 本邦に上陸しようとする外国人が、対象海外需要開拓支援等活動に係る業務に必要な知識、技術又は技能を有していることを示すものとして内閣総理大臣及び法務大臣が関係行政機関の長と協議して告示で定める資格又は実績を有する者であること。

二 当該外国人に対する報酬の額が日本人が從事する場合の報酬の額と同等以上であること。

三 当該外国人の申請に係る対象海外需要開拓支援等活動の全部又は一部が当該国家戦略特別区域において行われるものであること。

（法第十七条第一項の政令で定める施設等）

二十四条 法第十七条第一項の政令で定める施設等は、次に掲げるものとする。

一 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの

二 標識又はベンチ、街灯その他これらに類する工作物で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

三 食事施設、購買施設その他これらに類する施設で道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの

四 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第十二条の十一第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を貸貸する事業の用に供するもの

五 次に掲げるもので、競技会、集会、展示会、博覧会（これらに類するもの）（国際上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）が從事して當まれるものであること。

第二十五

的な経済活動に関連する相当数の居住者、来訪者又は滞在者の参加が見込まれるものに限る。)のため設けられ、かつ、道路の通行者は又は利用者の利便の増進に資するものイ、広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物ロ、露店、商品置場その他これらに類する施設ハ、看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ基準)（安全かつ円滑な交通を確保するために必要な基準は、前条第一号、第二号及び第五号に掲げる施設等については、次とのおりとする。

第二十五条 法第十七条第一項第一号の政令で定める基準は、前条第一号、第二号及び第五号に掲げる施設等については、次とのおりとする。

一 自転車道、自転車歩行者道又は歩道上に設

第二十三章 二十一世祖洪武皇帝

又は利用者の利便の増進に資するもの
施設　口　露店、商品置場その他これらに類する
　　イ　広告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する工作物

法第十七条第一項第一号の政令では、前条第一号、第二号及び第五号に規定等については、次とおりとする。
歩道、自転車歩行者道又は歩道上に設置店、商品置場その他これらに類する工作物告塔、ベンチ、街灯その他これらに類する

當該施設が通行又は造り又は設置がなされた場合は、その員が八十号の規定による幅員十メートルの道路を設けるに當る。」
（法第十九条第一項）

第十七条第一項第一号の政令で定めた標識、旗ざお、幕及びアーチ等のものによる者との間連する相当数の居住者、来訪者の参加が見込まれるものに限られるものに限り、設けられ、かつ、道路の通行者の利便の増進に資するもの、ベンチ、街灯その他これらに類する物の交通を確保するために必要な自転車歩行者道又は歩道上に設置する。

（二）の運営に付するは交通施設等に関する事項
（三）の運営に付するは、都道府県道の規制に関する事項
（四）の運営に付するは、都道府県の規制に関する事項

第一項第二号の政令で定
一號、第二號及び第五號に
ては、次とのおりとする。
車歩行者道又は歩道上に設
旗ざお、幕及びアーチ
通を確保するために必要な
場その他これらに類する
ナ、街灯その他これらに類

に著しことが、設けられることとする。道府県道を主とし、第三十一条第一項又は二項又は三項の規定によつてはならない。二十日以内に、運転者に連絡する。

相当数の居住者、来見込まれるものに限かつ、道路の通行者に資するもの。灯その他これらに類する他これらに類する幕及びアーチを保するために必要な

項の政
事項の規定
道路構造法(昭二号に
は第十九条(同様)
たとき
できると
いいう。
見らる
いるこ
第三条

他のこれらに類するもの。道路の通行者に限られるものには、この居住者、来るにあつては歩道上に設けられたアーチ及び第五号に定められたものに該する。

（法第十二条第一項の各号に規定する市町村はア）、又は（市町村はア）のものに自転車を運転する場合に、自転車の運転者及び乗車者の免責の適用を受ける場合は、（市町村はア）のものに該当する。但し、（市町村はア）のものに該当する場合は、（市町村はア）のものに該当する。

任者、來
ものに限
の通行者
の
これらに類
に類する
一チ
に必要な
とする。
道上に設
政令で定
第五号に

（昭和三十九年七月一日施行）
第三項
第三条第一項の規定する一般車両又は市町村道を走る軽車両の一方の通行の妨げとなる場合に、当該車両の運転者又は運転者の代理人は、当該車両の運転を止める旨の表示を付す。

設に定なる類者限來

れ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算して得た額とする。

平成二十八年三月三十一日以前

年一・七パーセント

平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

年二・四パーセント

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

年二・八パーセント

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

年三・一パーセント

平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで

年三・四パーセント

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで

年三・九パーセント

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

年三・七パーセント

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

年四・一パーセント

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

年四・二パーセント

令和六年四月一日以後

年四・二パーセント

(国家戦略土地区画整理事業に係る事業計画等の縦覧及び意見書の内容の審査)

第二十八条 国家戦略特別区域会議は、法第二十条第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間を公告しなければならない。

2 法第二十条第七項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第三百九十一号）第八条の規定を、法第二十条第七項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは、「国家戦略特別区域会議」と同令第八条中「総務省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。

（国家戦略都市計画施設整備事業の実施主体に対するみなし認可等）

第二十九条 法第二十三条第一項の規定によりあつたものとみなされる都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項から第四項まで

での認可又は承認は、次の表の上欄に掲げる国

家戦略都市計画施設整備事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる認可又は承認とする。

市町村（市のみが設立した地方住宅供給公社及び地方道路公社を含む。以下「法第五十九条第一項の認可」と同じ。）

都道府県（地方住宅供給公社及び地方道路公社（市のみが設立した地方住宅供給公社を除く。））

市町村（市のみが設立した地方住宅供給公社及び地方道路公社を含む。以下「法第五十九条第一項の認可」と同じ。）

都道府県（地方住宅供給公社を含む。以下「法第五十九条第一項の認可」と同じ。）

七年法律第五十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年八月三日）から施行する。

附則（平成二七年八月二八日政令第三（経過措置）

（施行期日）

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

附則（平成二七年八月二八日政令第三（経過措置）

（施行期日）

この政令は、行政不服審査法の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二七年八月二八日政令第三（経過措置）

（施行期日）

1 （施行期日）

この政令は、平成二十八年十月三十一日から施行する。

附則（平成二九年二月二一日政令第二（経過措置）

（施行期日）

この政令の施行の日（以下「施行日」といいう。）前にされた国家戦略特別区域法第十三条第一項に規定する特定認定（以下「特定認定」という。）の申請であつて、この政令の施行の際特定認定をするかどうかの処分がされていないものに係る特定認定については、なお従前の例による。

3 この政令の施行の際現に特定認定を受けている者（前項の規定によりなお従前の例によることとされた特定認定を受けた者を含む。）に対する改正後の国家戦略特別区域法施行令（以下「新令」という。）第十二条の規定の適用については、その者が行う当該特定認定を受けた事業は、施行日から起算して九十日を経過するまでの間は、改正前の国家戦略特別区域法施行令第十二条に規定する要件に該当する限り、新令第十二条に規定する要件に該当するものとみなす。

第十二条に規定する要件に該当するものとみなす。

附則（平成二九年二月一七日政令第二（経過措置）

（施行期日）

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年二月一七日政令第二（経過措置）

（施行期日）

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

附 則（平成二九年一月二七日政令第二九〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。ただし、附則第四条の規定（児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第四条第六号の改正規定に限る）及び附則第十二条の規定（国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第六条第六号の改正規定に限る）は公布の日から、次条の規定は法附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年一月一日）から施行す

る。

（施行期日）

附 則（令和元年五月三一日政令第一七号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第五条中国家戦略特別区域法施行令第二十七条の表の改正規定、第七条中総務省組織令附則第三条第三項の表の改正規定、同令附則第八条の改正規定、同令附則第十五条第三項及び第二十二条の改正規定並びに同令附則第二十三条第二項の改正規定、第八条並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附 則（令和二年一月二十四日政令第九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年一月二十七日）から施行する。

（施行期日）

附 則（令和二年八月二八日政令第二五号）抄

（施行期日）

この政令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十四号）の施行の日（令和二年九月一日）から施行する。

（施行期日）

附 則（令和二年一一月一〇日政令第二九号）抄

（施行期日）

この政令は、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十五日）から施行する。

（施行期日）

附 則（令和三年一〇月一一〇日政令第二八九号）抄

（施行期日）

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（附則）（令和三年一〇月二九日政令第三〇二号）

この政令は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

（附則）（令和四年六月一六日政令第二八号）

この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月十七日）から施行する。

（附則）（令和四年六月一六日政令第二一

号）

（別表（第三十一条関係））

（根拠法）

（農水産業協同組合貯金保険法）

（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号））

（福島国際研究教

（預金保険法（昭和四十六年法律第二十四年法律第二十五号））

（農水産業協同組合貯金保険法）

（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号））

（福島国際研究教

（預金保険法（昭和四十六年法律第二十四年法律第二十五号））